

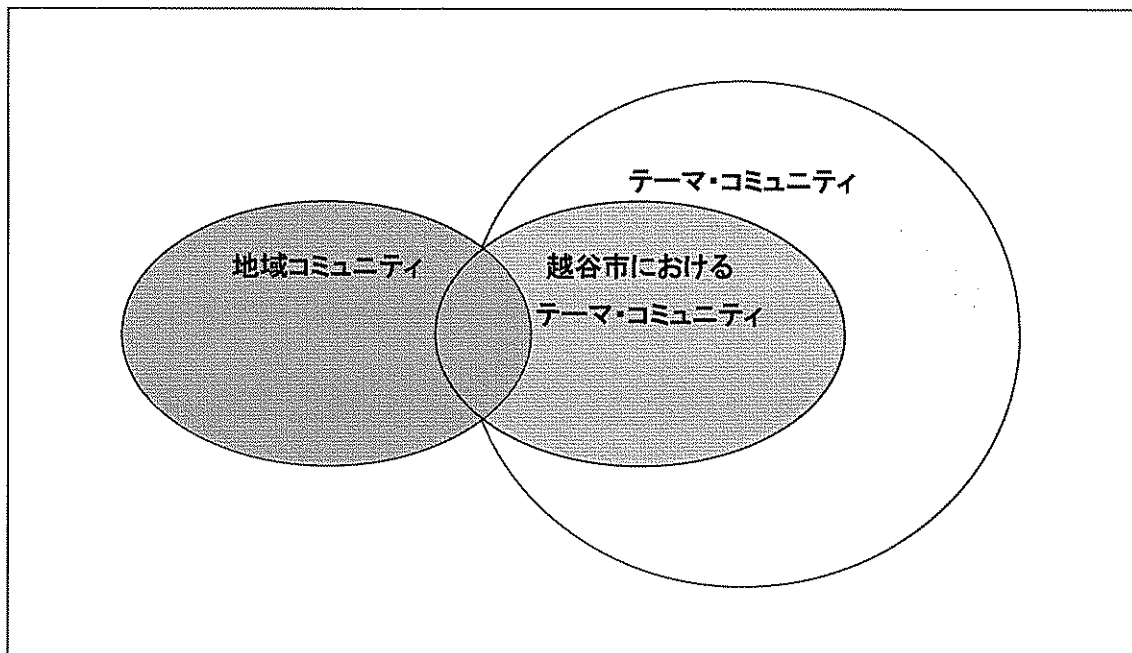
コミュニティとは？

コミュニティ（英：community）

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のこと（地域社会）。日本語の「共同体」はこれの訳語。主に市町村などの地域社会を意味するが、転じて国際的な連帯やインターネット上の集まりなども「共同体」あるいは「コミュニティ」と呼ばれる（例：欧州共同体、東アジア共同体、コミュニティ・サイト）。

勉強会での議論としては、地縁を紐帯（人々を結びつける契機）とするものを、「地域コミュニティ」、あるいは「地域共同体」としてとらえ、地縁に縛られない、個人の志向や活動目的を同じくする人々の集まりや市民活動組織（地域に縛られないボランティア団体やNPOも含まれます）などを「テーマ・コミュニティ」あるいは「目的別機能集団」として、ともに議論の対象にすべきと考えます。

なお、越谷市の枠を超えて活動するコミュニティについては、「テーマ・コミュニティ」の範疇に属すると考えられますが、混乱を避けるために、自治基本条例における「コミュニティ」の議論の対象としては除外しておくことが妥当であると考えられます。



「コミュニティ」について

I. 越谷市にとっての「コミュニティ」

越谷市は、コミュニティへの取り組みにおいて先進市

既に、15年も前から、市内13地区ごとに、コミュニティ活動の推進母体として、「地区コミュニティ推進協議会」（通称“コミ協”）が設置され、活発な活動が行われている。

また、第3次越谷市総合振興計画では、「協働によるまちづくり」を基本方針の一つとして掲げているが、その協働は、市民（団体および個人）と行政の協働ばかりでなく、コミュニティにおける市民相互の協働も当然含まれる。

このような背景もあり、今回の条例制定にあたっては、多摩市、大和市、我孫子市、川崎市のように「コミュニティ」の条項を明文化して盛り込む必要がある。

● 多摩市の例

第7条（コミュニティ）

1. コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。
2. 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

● 大和市の例

第12条（地域コミュニティ）

1. 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（「コミュニティ」という）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。
2. 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。
3. 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。
4. 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

● 我孫子市の例

第30条（コミュニティの推進）

1. 市議会と行政は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいる市民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限尊重しなければなりません。
2. 市議会と行政は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に役立つ地域情報の提供その他の支援に努めなければなりません。
3. 市民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いの権利を認め合いながら協力し、互いに情報提供を行い、活動に積極的に参加するよう努めます。

● 川崎市の例

第9条（コミュニティの尊重等）

1. 市民は暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。
2. 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
3. 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティに関わる施策を推進します。

II. なぜ、いま「コミュニティ」か

私たちは、「衣食住」、つまり、着て、食べて、住まわなければ生きていけない。

人間にとって、日々、生活する上で、最も重要な場所は、そこで生まれ、かつ、そこで人間の生存にとって絶対不可欠な衣食住の殆どを充足しなければならないところの“生活存立基地”（ベース・キャンプ）としての「家庭」であることはいうまでもない。

しかし、その家庭は、それを取り巻く地域があってこそ成り立つ。住地を定めて住むこと、すなわち、定住こそ、人間の存在にとって必須の条件であり、私たちは、この定

ながりにおける自主性の尊重と拘束性の否定、拘束からの自由と同時に参加する自由の保証といった柔軟性が必要となる。

ところで、今日のように、生産労働や余暇生活が家庭やむら社会から離れて、別の場所で、別の社会関係の下で営まれるようになる、すなわち、広域にわたる商品経済の流通・労働市場の展開や、交通・通信の発達と社会的・文化的な生活機会の拡充などに基づいて、人々の生活空間が拡散してくると、地域社会は多様な広がりをもつことになる。

このため、地域社会の理解や把握においても、消費生活に力点を置くものと、生産労働や余暇活動の場を含めて理解するものとに分かれてくる。

そして、勤め人や学生などは、居住の場と職場や学校、更には余暇生活の場などにまたがってかなり広い空間で生活を営んでいるのに対し、自営業者や老人、主婦、子どもなどの場合では、生活の広がりとは比較的に狭く、居住の場を中心としたものになっている。

今日、わが国の地域社会は、職住分離が進む中で、一つには、居住の場や消費の場としての家族集団や近隣関係を中心にしたものと、いま一つには、生産労働の場として企業体とか事業所や、余暇活動の場としての文化・スポーツ施設や盛り場などでの結びつきを含んだ二つがあるといえる。

このように見てくると、地域社会の理解においても、何世代にもわたって自然発生的、自生的に形成されてきた旧来の村的結合と、流動し移動する人々が一定地域に定住し、共住することを契機として、少しでも住み良いまちづくりへとお互いに努力し、取り組んでいく中でつくられていく今日のような地域的なまとまりとを一つにくくって捉えるのは妥当ではない。

地域社会のうちには、むら社会や生まれ故郷といった「生み込まれる」という色彩が濃いものと、住民の合意や連帯や共同の活動の中から「つくられる」という性格の強いものとのが合わせ存在しているのである。

それ故、今日、そして今後の日本における地域社会というものを考える場合には、それを自然発生的、自生的な地域的なまとまりであると理解するよりも、共通の目標や関心をもつ人々が意識的、計画的につくりあげていくものだと捉える方がより適切であろう。

※ 旧来の「地域社会」と「コミュニティ」との違い

- ① 非拘束性（柔らかな縛り・柔軟性）
- ② 非保守性（脱旧守・脱しがらみ性）
- ③ 非閉鎖性（より開かれた開放性）
- ④ 非階層性（市民は、あまねく平等、平等性）
- ⑤ 近代性（時代先取り性）

2. 越谷市の場合はどうか

- (1) 近代化・都市化による発展
- (2) 一時期における人口の急激な流入
- (3) 産業構造の変化、「職住分離」による越谷市における「越谷都民」の存在。

Ⅲ. 「コミュニティ」とは何か

—— 「地域社会」とどこが違うのか ——

「地域社会」に対して、何故、日本語の「地域社会」という言葉を使わないで、敢え

生きているという、地域社会に対する帰属意識を持っている。

② “共生” —— 日常生活における「地域完結性」 ——

人々の日常生活の営みが日常的に展開され、しかも、おおむね、そこで完結できる地域的な広がりを持っている。

③ “共同” —— 課題解決行動における「地域協働性」 ——

そこに住む人々によって、共通あるいは類似した生活課題の解決に向けて、自ら主体的に参加・参画し、共に行動しようとしている。

2. 「コミュニティ」

(1) 「コミュニティ」(地域共同体・生活共同社会)の意味・概念

今日、地域社会は構造的に大きく変化し、その結果、「コミュニティ」の概念も拡大した。

都市化や産業化の進展につれて、地域社会や地域生活の中での連帯性や共同性が失われ、社会的疎外が拡大し、自主性や主体性が喪失したという気分や現象が広がってきている。それゆえ、他方では、失われた連帯性をどのようにして回復させ、新しい共同性を形成していくかということが多くの人々の関心を集めることになり、いわば、地域社会のなかで共同社会を回復させるシンボルとして、この両方の意味合いをもつコミュニティという言葉が多く使われるようになった。

そして、これまでのような狭い意味での「地縁型のコミュニティ」だけでなく、そのほかに、新たに「関心縁型のコミュニティ」なども加えた、より総合的な「広義のコミュニティ」として捉えられるようになった。

そこで、「コミュニティ」とは、一般には、同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・社会・文化・風土・伝統・習慣や日々の生活様式、それに意識などにおいて深く結びついている社会をいうとされている。

すなわち、コミュニティを今日的に定義すれば、

- ① 地域社会という生活の場にあって
 - ② 市民としての自主性と主体性と責任とを自覚した人々によって
 - ③ 共通の地域への帰属意識と共同の目標と自分なりの役割とをもって
 - ④ 共通の行動を取ろうとする態度、特に生活環境を改善し生活を向上させようとする共通利害の方向で人々が一致して地域集団活動を展開している
- ところの地域社会といえることができる。

そして、コミュニティの構成要素としては、

- ① 「われわれ感情」 —— 地域生活に共に参加している意識
 - ② 「役割感情」 —— コミュニティにおける自己の果たすべき役割感情
 - ③ 「依存感情」 —— コミュニティへの物的、心理的依存感情
- の3つがあげられる。

なお、一般に、「コミュニティ」は生活空間、「コミュニティ活動」は共同体が行う行動、「コミュニティ組織」は、その活動を担う団体・機関をいうとされているが、この「コミュニティ」という言葉を、単なる生活空間としての社会という意味だけではなく、地域社会をつくる担い手としての集団(コミュニティ集団)あるいは組織(コミュニティ組織)として捉える場合もある。

※ わが国における「コミュニティ」の公的な定義

—— 国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告 ——

古い地域共同体とは異なり、「生活の場において、市民としての自主性と責任

しかし、一般的には、地縁関係を含む各種の社会関係をすべて並列・対等に位置づけ、それらを前提としたコミュニティとして捉えるのではなく、これまでどおりの地縁関係を軸にしながら、つまり、あくまでも、一定の地域を基礎とする地縁関係を中心にしながら、それに、そこに関係する人々の関心縁関係を付加したコミュニティと捉えることが至当である。

すなわち、従来の「地域コミュニティ」に、「テーマコミュニティ」（目的・機能やテーマ等の関心に基づくコミュニティ）を加え、その有機的連携によって相乗効果を発揮するところのより開かれた新しいコミュニティと捉える。

したがって、地域を超えたインターネット等の利用を通しての「ネット・コミュニティ」（コンピュータ・ネットワーキング・コミュニティ）や国際的あるいは全国的なエリアを対象とするコミュニティは、地域を基礎としない点で、除外して考えるのが妥当である。

② 「地域コミュニティ」と「テーマコミュニティ」

i. 地域コミュニティ —— 伝統的な地縁関係を基盤軸とした地縁型コミュニティ ——

従来、云われてきた伝統的な意味での「地縁的なコミュニティ」をいう。

すなわち、生活空間としての、いわゆる“まち・むら”といった地域社会（地域共同社会）を意味し、一定の地域を基礎とし、かつ、地縁という社会関係から形成される「地域コミュニティ」として狭く捉えられており、その最も小さなコミュニティとしての町内会や小学校・中学校区などの「身近な生活圏域」、すなわち、「近隣社会」がその典型とされた。

それは、

ア. 生活意識・生活感情における「地域社会帰属性」

イ. 生活行動が日常的に展開されている「生活行動日常性」

ウ. 日常の生活欲求の殆どが充足できる「生活欲求完結性」

エ. 地域が抱えている生活課題における「生活課題共通性」

を持つところの地域社会を前提とした「地域コミュニティ」（地域共同体）である。

ii. テーマコミュニティ —— 関心縁関係を軸とした目的・機能型コミュニティ ——

テーマによって結びついたコミュニティ、すなわち、様々な目的・機能的な社会関係によって形成されるコミュニティを指す。

ここにいう「目的・機能的な社会関係」としては、

(a) 余暇活動関係（文化・スポーツ等の趣味的グループを通しての社会関係）

(b) 学習活動関係（知識・教養等の向上を目的とした学習的グループを通しての社会関係）

(c) 生活課題対応関係（教育・育児、健康・医療、環境・自然保護、防災・交通安全・治安、消費・リサイクルなどの生活課題への対応・解決を目的とした生活課題解決的グループを通しての社会関係）

(d) 社会奉仕・社会貢献活動関係（NPO等の市民活動団体、その他のボランティア団体など、社会貢献的なグループを通しての社会関係）

的に行動するという「公共心」を重視する必要がある。

そこで、今日の社会においては、従来のような、お上や官に一方的に決められ、強いられてきた従来の「公共」や「公益」とは異なる、個人を基盤に力を合わせて共に生み出す「新たな公(おみせ)」である。言うなれば、『官』と『民』という2分法ではなくくりきれない、『新しい公共』の創生が必要となってきた。

自分が所属する場にとらわれず、自分の意思で意識的に社会に関わることをで新たに創出されてくる『公(おみせ)』であり、多様な他者の存在を許し、思いやり、他者も支える『公(おみせ)』であり、同時に、合意が形成された場合には、自分も従うべき『公(おみせ)』である。

「新しい公共」を創り出していくためには、個人や町会・自治会やNPO等の地域活動団体、企業、行政などの様々な主体が参画するシステムづくりが必要となってくる。

行政が大部分の公共を担い、民間が補完するという従来の関係から、行政と団体・企業等が対等の立場でそれぞれの特徴を生かした新たなパートナーシップ、すなわち「協働」のシステムを構築することが求められている。

(1) “新しい公共”

ここにいる「新しい公共」とは、個々の独立した個人を基盤として、その個人が力を合わせて、自らの意思に基づいて、地域や社会が抱える課題の解決に取り組んでいく「協働」の営みを意味する。

つまり、「新しい公共」とは、個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支え合う互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動である。

従来の『官』と『民』といった二分法では捉えきれない、新たな「新たな『公共』」のための活動とも云うべきものとして評価されるようになった。

(2) “協働”

公共サービスの設計・実施を行政と地域団体、NPO等の市民団体とが、かつての町内会のように行政の下請け的存在としてではなく、対等のパートナーとして協力することをいう。

元々は、経営学用語で、「協力システム」の意味で使われてきたが、90年代半ばから「まちづくり」の領域で、多く使われるようになった。その背景には、市民社会の成長と政府・自治体の財政難がある。

なお、この「協働」は、国際協力や開発援助の分野でも使われることがある。

※ 越谷市における「協働」の定義

—— 「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針から ——

「市民と行政が共通の目的(例えば『まちづくり』)を実現するために、それぞれの資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にした上で、対等な立場で活動すること」であり、市民参加の最も進んだ形態である。

これからのまちづくりに求められることは、「自らのまちは自らの手でつくる」という意識のもと、市民が主役となって自主的な判断と責任に基づく自主・自立のまちづくりである。

越谷市においても様々な方法により、市民と行政の「“協働”によるまちづくり」を積極的に推進しているところであり、このたび、越谷市において制定する「自治基本条例」は、「“協働”によるまちづくり」の考え方やルールなどを制度化し、自立した地域社会を実現するものである。